

新型コロナウイルス感染症への対応について

伊里中学校

○目的

新型コロナウイルス感染症等の病気を自ら進んで予防して、安心・安全に学校生活を送ることができるようにする。

○主な留意点(令和2年3月23日付け備前市教育委員会からの通知より抜粋)

- 1 学校の教育活動を行ううえで、3つの条件が重ならないように配慮する。
 - ① 換気の悪い密閉空間
 - ② 人が密集(生徒の間隔は概ね1mが目安)
 - ③ 近距離での会話や発声
- 2 生徒・教職員の体調管理
 - ① 登校・出勤前の検温
(37.5℃以上の場合や、風邪の症状がある場合には登校・出勤を控える)
 - ② 休憩時間等には手洗いを励行、全ての窓を開けて教室内の換気
- 3 生徒の心理状態の把握
学校生活の再開に不安や心配を感じている生徒がいることを想定し、通常の長期休業明け以上に生徒の心理の把握に努める。
- 4 生徒への指導事項
 - ① 不要不急の外出を避ける。
 - ② 手洗いや咳エチケット(マスクの着用等)などの基本的な感染症対策の徹底。
 - ③ 十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける。
- 5 衛生管理
 - ① 教室等における児童同士の距離の確保及び接触の回避
教室では座席間を離す(1m以上離して、交互に着席等)また、不要な接触は避ける。
 - ② 適切な環境の保持
1時間に1回(5分～10分)窓を広く開けて、こまめに換気する。また、空調や衣服による温度調整を含めて温度、湿度の管理に努める。
 - ③ 教室等の清掃
生徒が触る箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は1日1回以上消毒液(消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等)を使用して清掃を行う。
- 6 昼食時での留意事項
 - ① 食事前の手洗いの徹底、必要に応じてアルコール消毒
 - ② できる限り周囲との距離を離すとともに、不要な接触を避ける

○伊里中学校での対応

1 健康観察について

① 登校前の健康観察

「健康観察カード」(別紙)を用いて、登校前に家庭で検温および健康観察を実施する。

※毎日実施する。(休日や欠席した日も実施する。)

② 登校後の健康観察

③ ア. 生徒は朝読書までに「健康観察カード」を担任へ提出する。

イ. 担任は「健康観察カード」の記入内容を確認し、生徒の顔色等を見たり健康状態を尋ねたりしながら、一人一人の健康状態をしっかりと観察する。

ウ. 発熱や風邪症状の記入があれば、健康観察ファイルにも記入する。

エ. 健康観察カードは生徒へ返却し、健康観察ファイルは保健室へ。

※「健康観察カード」を忘れた場合、検温の記録がない場合、体のだるさ・咳・のどの痛み等がある場合→教室で検温し、下記口枠内の場合は保護者迎えがあるまで、保健室で待機する。(養護不在の場合は各学年で対応する。)

※保護者印、サインが無い場合は連絡する。

※検温後は、1回ずつ体温計のアルコール消毒をする。

【次の場合は、保護者に連絡して迎えを依頼！】

*熱が37.5℃以上ある場合

*熱が37.0℃～37.4℃で体調不良(咳・だるさ・のどの痛み等)の場合

*熱が37.0℃未満で、保健室で1時間休養しても回復しない場合

☆朝の健康観察の時点で連絡がない欠席者がいたら、すぐ職員室にインターホンで連絡すること。

2. 手洗い

・アルボースを使って洗い残しがないようにしっかりと洗う。(30秒)

・時間を決めて洗うことを徹底する。

① トイレの後 ② 給食の前 ③ そうじの後 ④ 体育の後など

・給食当番は教室でアルコール手指消毒をする。

3. 教室等の席の配置

・席はできるだけ一人ずつ離して配置する。

・机を班で合わせない。(グループ学習をしたり班で給食を食べたりしない)

4. 換気

・休み時間、掃除時間は窓を広く開けて換気する。

・授業中にも窓の隙間を10cm程度開けておく。

5. 咳エチケット

・校内では常時マスクを着用させる。

・咳やくしゃみをする場合は、人に向けてしないように指導する。(ハンカチ、ティッシュ 肘の内側等で口や鼻を覆う。)

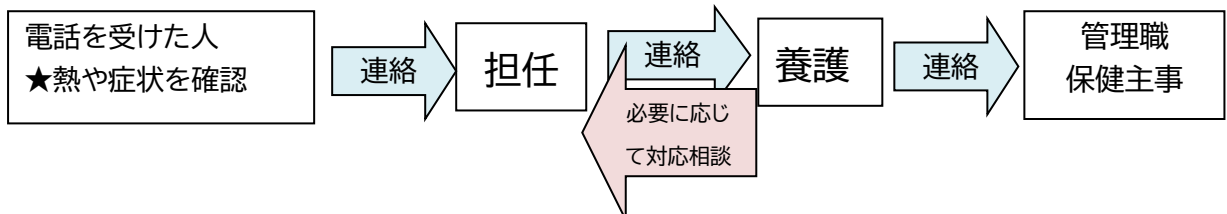
6. 教室等の清掃(消毒)

生徒の下校後、各教室のドアやロッカー、スイッチ、トイレ、手すりなど児童の触りやすいところを、次亜塩素酸ナトリウム0.05%液で拭く。また、消毒を行う時には、十分に換気を行う。

*担当:各教室(担任)、学年が使うトイレ(学年団)、職員室・職員トイレ(養護)、図書室(司書)
(セットを担当へ配布する。それを学年団でも使用する。)

7. 欠席連絡を受けた際の確認事項について

・欠席理由が「熱や風邪症状」の場合、次のように連絡する。



○ 出席停止の措置および出席停止(非常変災等)の扱いについて

【出席停止の措置をとる場合】…報告書が必要

- ① 新型コロナウイルス感染症と診断された場合
- ② 濃厚接触者として保健所や医療機関から自宅待機を求められた場合
- ③ 強いだるさや息苦しさがある場合
- ④ 37.5℃以上の発熱や風邪の症状が4日以上続いた場合

【非常変災等児童生徒または保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合】…証明書や報告書は不要。

校長判断。

☆新型コロナウイルス感染症対策は、日々状況が変化しているため、
今後、備前市教育委員会からの通知によりその都度、見直します。